

## 感染症法・検疫法の改正の方向性

### 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け 【感染症法・検疫法】

- 「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型新型コロナウイルス感染症」を追加し、指定感染症の期限経過後（※）も、必要な対策を講ずることができるようにする。

※ 感染症法は令和4年1月31日、検疫法は同年2月13日。

### 国や地方自治体間の情報連携 【感染症法】

- ①保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告、②積極的疫学調査の結果の関係自治体への通報を規定する。
- 医師の発生届・都道府県知事等からの積極的疫学調査の結果の報告等について、電磁的な方法（HER-SYS）を活用できることを規定する（※）。

※ 同一情報を国、都道府県等が閲覧できる状態に置いたときは、届出等があったものとみなすこととする。

### 宿泊療養等の対策の実効性の確保 【感染症法（一部検疫法）】

#### （1）宿泊療養、自宅療養等の法的位置付け

- 都道府県知事等による宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を設けるほか、次の規定を整備する。
  - ・ 宿泊療養等の協力要請に応じない場合には入院勧告をできることを明示（その場合は入院費用の自己負担徴収可）
  - ・ 入院措置に反する場合の罰則（P）
  - ・ 都道府県知事等による食事提供・日用品支給等、市町村長との連携
  - ・ 都道府県知事の宿泊施設の確保の努力義務
- ※ 検疫法も、検疫所長による宿泊療養、自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定。

#### （2）積極的疫学調査等の実効性の確保

- 一類、二類、新型インフル等の患者等（※）について、積極的疫学調査での虚偽答弁や調査拒否等をした場合の罰則（P）を新設する。
  - ※ 感染拡大防止のために必要最小限の範囲とする等の観点から、入院措置の対象となる感染症・患者等の範囲とする。
- 新型インフル等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、都道府県知事等による健康状態の報告の求めに応じる義務（罰則なし）を規定する（従前は努力義務）。
- 行政検査を行うに当たって、都道府県知事等は、感染症の性質、地域の感染状況、感染症が発生している施設・業務等を考慮することを明示する

**国と地方自治体の役割・権限の強化** 【感染症法】

- 感染症に関する調査研究の推進を図るため、①国による調査研究の推進、②厚生労働大臣による成果の研究者等への積極的な提供、③国立国際医療研究センター等への委託に関する規定を整備する。
- このほか、厚生労働大臣の都道府県知事等への指示権限拡大、都道府県知事による入院等の総合調整、厚生労働大臣・都道府県知事等の医療関係者・民間等の検査機関への協力勧告（応じない場合は公表可）に関する規定を整備する。